

第1章 はじめに

(1) 計画の目的

西東京市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、西東京市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進することにより、西東京市民の生命と財産を保護し、災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき策定するものである。

建築物の耐震改修については、中央防災会議¹で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」と位置づけられるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略²（平成17年3月）において掲げられた、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものである。

計画の策定にあたっては、「東京都耐震改修促進計画」（平成19年3月 東京都）、「西東京市住宅マスタープラン」（平成17年10月 西東京市）及び「西東京市地域防災計画」（平成15年3月 西東京市）等、防災・住宅関連の既定方針との整合を図るものとする。

¹ 中央防災会議 災害対策基本法に基づいて設置された内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議。防災基本計画の作成や防災に関する重要事項の審議等を行う。

² 地震防災戦略 被害が想定される大規模地震について、その人的被害、経済被害の軽減に関する具体的な減災目標を掲げ、達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等を明示し、中央防災会議で決定されたもの

(3) 対象区域・対象建築物

本計画の対象区域は、西東京市内全域とする。

本計画の対象建築物は、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における新耐震基準³（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入以前に建築された建築物のうち、次に掲げるものとする。

表 1-1 対象建築物

対象建築物の種類	内 容
住 宅	<ul style="list-style-type: none">・戸建住宅（長屋建てを含む。）・共同住宅
民間特定建築物	<ul style="list-style-type: none">・法第 6 条に定める特定建築物のうち民間が所有する建築物
防災上重要な公共建築物	<ul style="list-style-type: none">・市庁舎・避難所となる小中学校等防災上重要となる施設・不特定多数の者が利用する集会場等の施設・その他、防災上重要な公共建築物

³ 新耐震基準 現行の耐震基準（新耐震基準）は、昭和 56 年 6 月 1 日に導入された。この新耐震基準は、建築基準法の最低限遵守すべき規準として、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震（震度 6 強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じさせないことを目標としている。

表 1-2 【参考】法第 6 条に定める特定建築物

法第 6 条	用途	特定建築物の規模要件	指示対象となる特定建築物の規模要件	
第 1 号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	1,500㎡以上	
		上記以外の学校	△	
		体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		病院、診療所	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		集会場、公会堂	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		展示場	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		卸売市場	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	△
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		ホテル、旅館	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	△
		事務所	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	△
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ500㎡以上	750㎡以上
		博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		遊技場	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		公衆浴場	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		飲食店、キャバレー、料理店その他これらに類するもの	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		理髪店、質屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	△
		車両の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	第 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理するすべての建築物	500㎡以上
	第 3 号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	すべての建築物	△

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 19 年度から平成 27 年度までの 9 年間とする。

なお、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況に適切に対応するため、おおむね 3 年を目途として定期的に検証を行い、必要に応じて内容を見直すなど本計画の改訂を行うものとする。